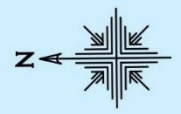


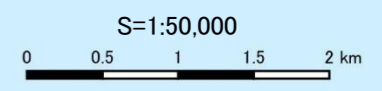
所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

留萌ゾーン	
A	現存する藻場に配慮する地域
B	動植物の生育・生息環境・生物多様性に配慮する地域
C	油流出事故に迅速に対応する地域
D	自然公園地域や景勝地に配慮する地域
E	ゴミ対策や清掃等の海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

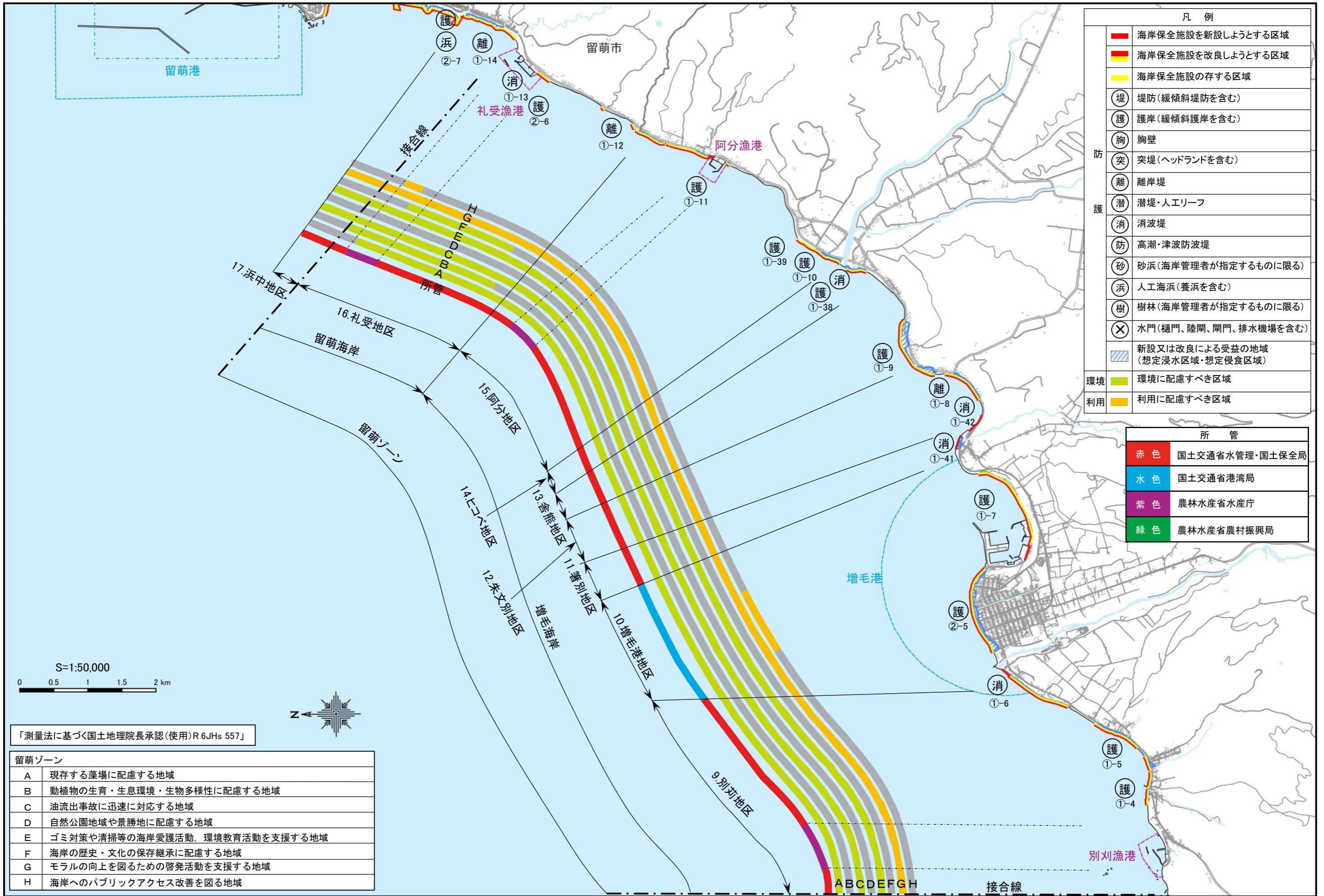
凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



留萌ゾーン 図面番号 1/7

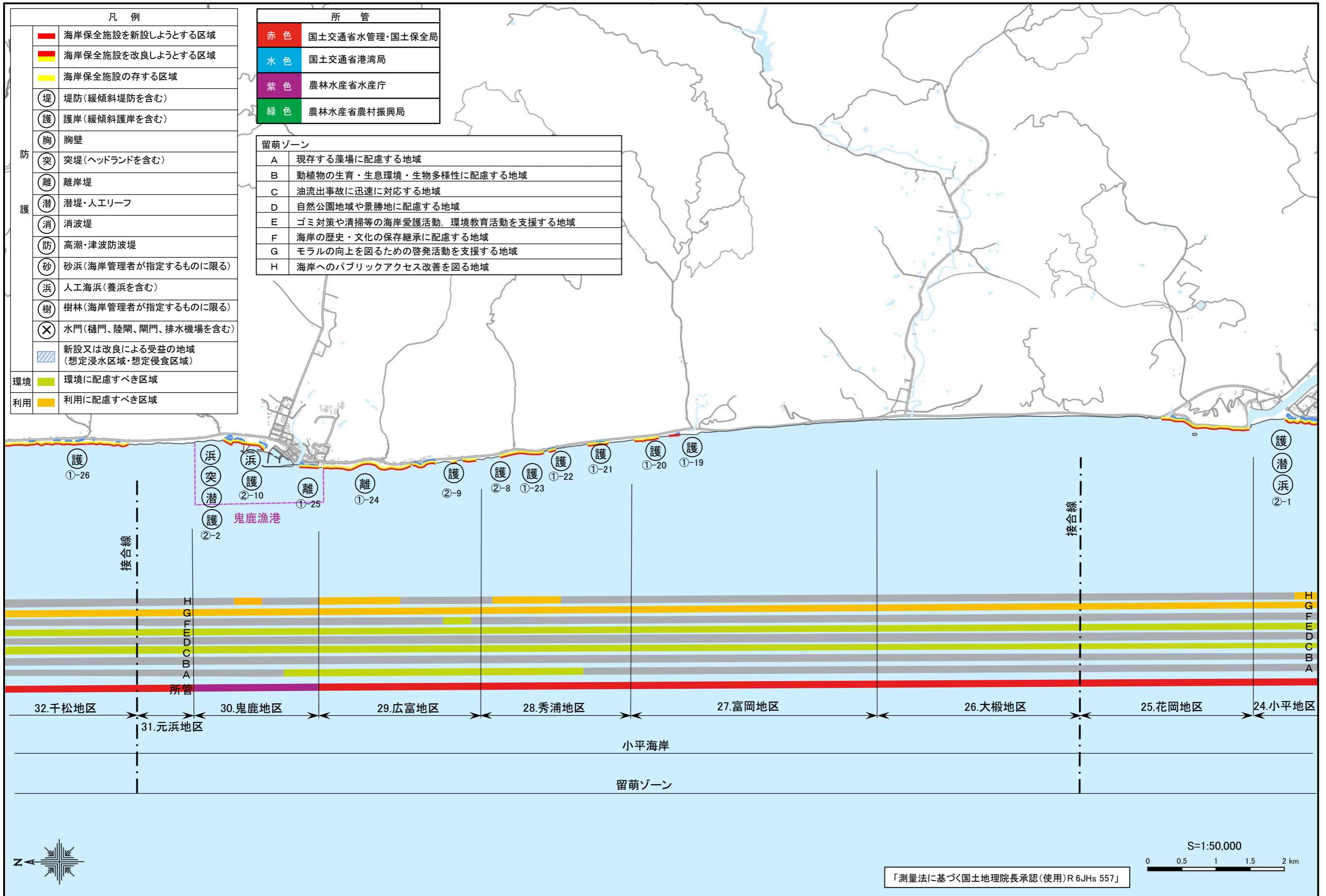


凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
①	堤防(緩傾斜堤防を含む)
②	護岸(緩傾斜護岸を含む)
③	胸壁
④	突堤(ヘッドランドを含む)
⑤	離岸堤
⑥	潜堤・人工リーフ
⑦	消波堤
⑧	高潮・津波防波堤
⑨	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
⑩	人工海浜(養浜を含む)
⑪	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
⑫	水門(樋門、陸閘、開門、排水機場を含む)
▨	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

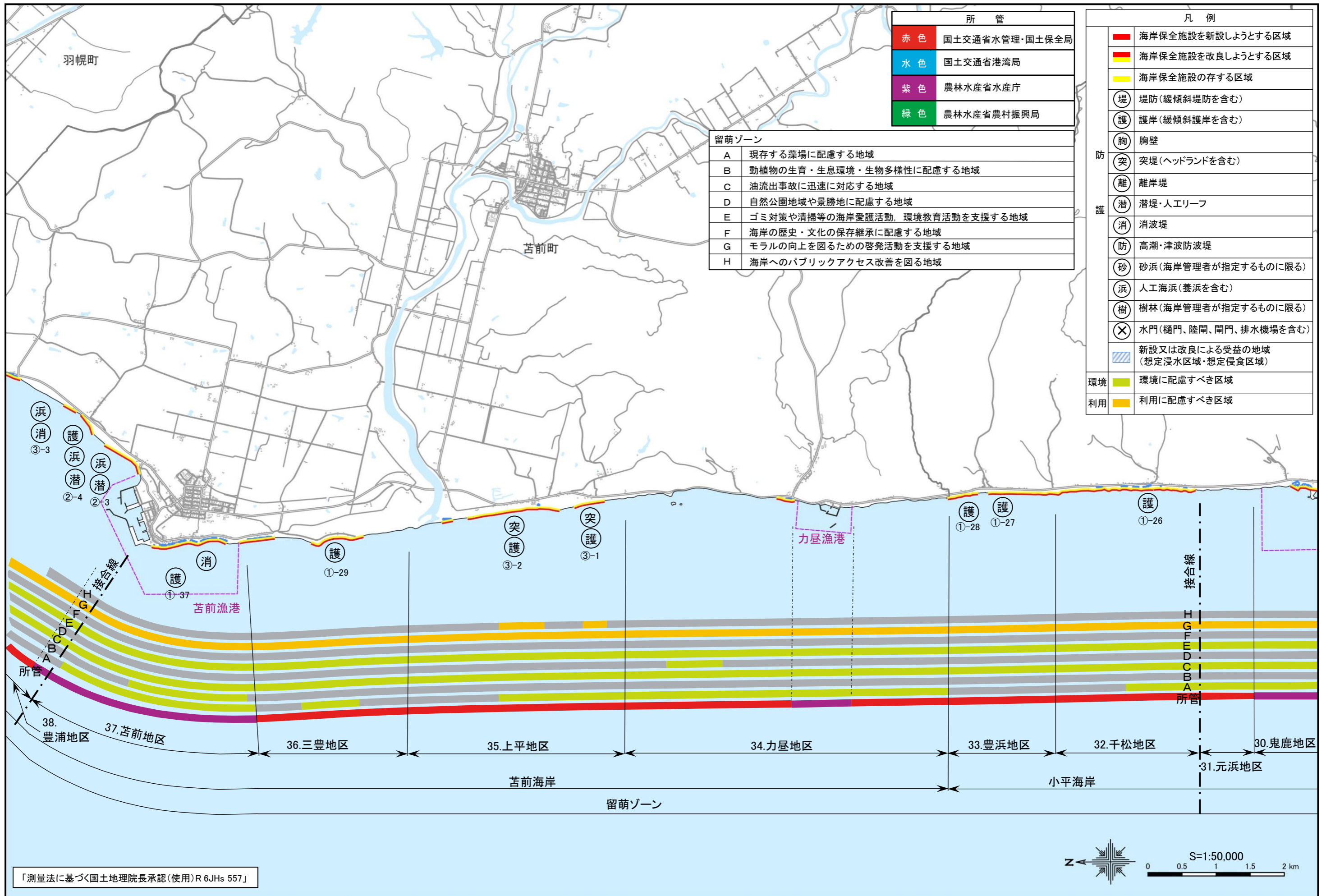
所管	
■	国土交通省水管理・国土保全局
■	国土交通省港湾局
■	農林水産省水産庁
■	農林水産省農村振興局

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

留萌ゾーン	
A	現存する藻場に配慮する地域
B	動植物の生育・生息環境・生物多様性に配慮する地域
C	油流出事故に迅速に対応する地域
D	自然公園地域や景勝地に配慮する地域
E	ゴミ対策や清掃等の海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域



留萌ゾーン 図面番号 4/7

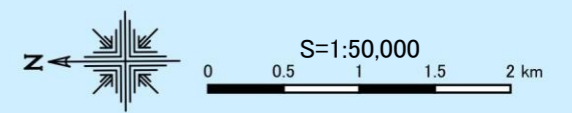


所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

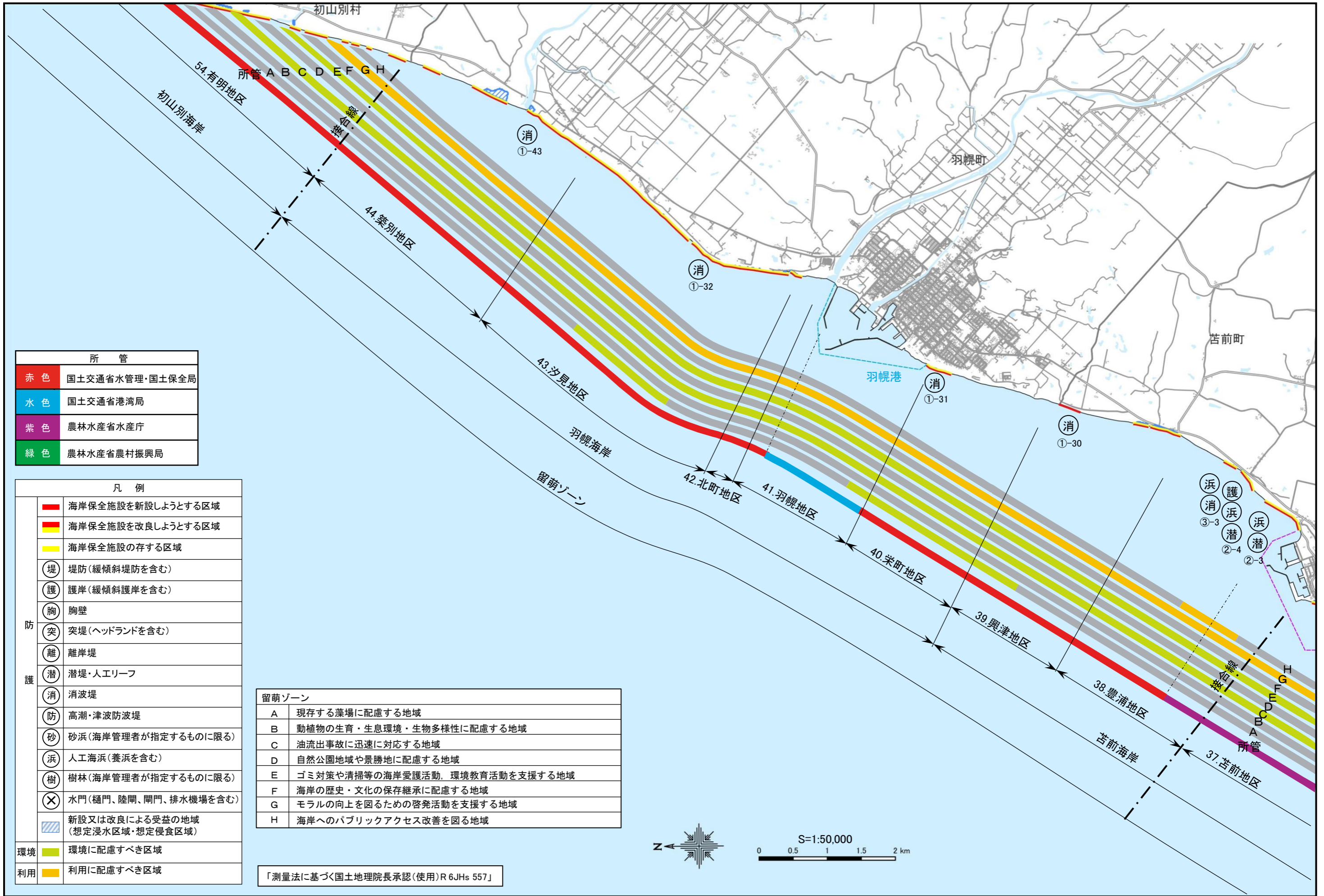
留萌ゾーン	
A	現存する藻場に配慮する地域
B	動植物の生育・生息環境・生物多様性に配慮する地域
C	油流出事故に迅速に対応する地域
D	自然公園地域や景勝地に配慮する地域
E	ゴミ対策や清掃等の海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

凡例	
■ (赤)	海岸保全施設を新設しようとする区域
■ (黄)	海岸保全施設を改良しようとする区域
■ (緑)	海岸保全施設の存する区域
○ (堤)	堤防(緩傾斜堤防を含む)
○ (護)	護岸(緩傾斜護岸を含む)
○ (胸)	胸壁
○ (突)	突堤(ヘッドランドを含む)
○ (離)	離岸堤
○ (潜)	潜堤・人工リーフ
○ (消)	消波堤
○ (防)	高潮・津波防波堤
○ (砂)	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
○ (浜)	人工海浜(養浜を含む)
○ (樹)	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
○ (X)	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
■ (斜線)	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
■ (黄)	環境に配慮すべき区域
■ (赤)	利用に配慮すべき区域

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



留萌ゾーン 図面番号 5/7

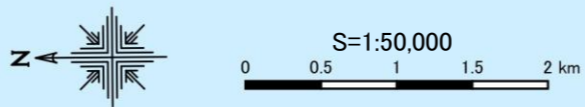


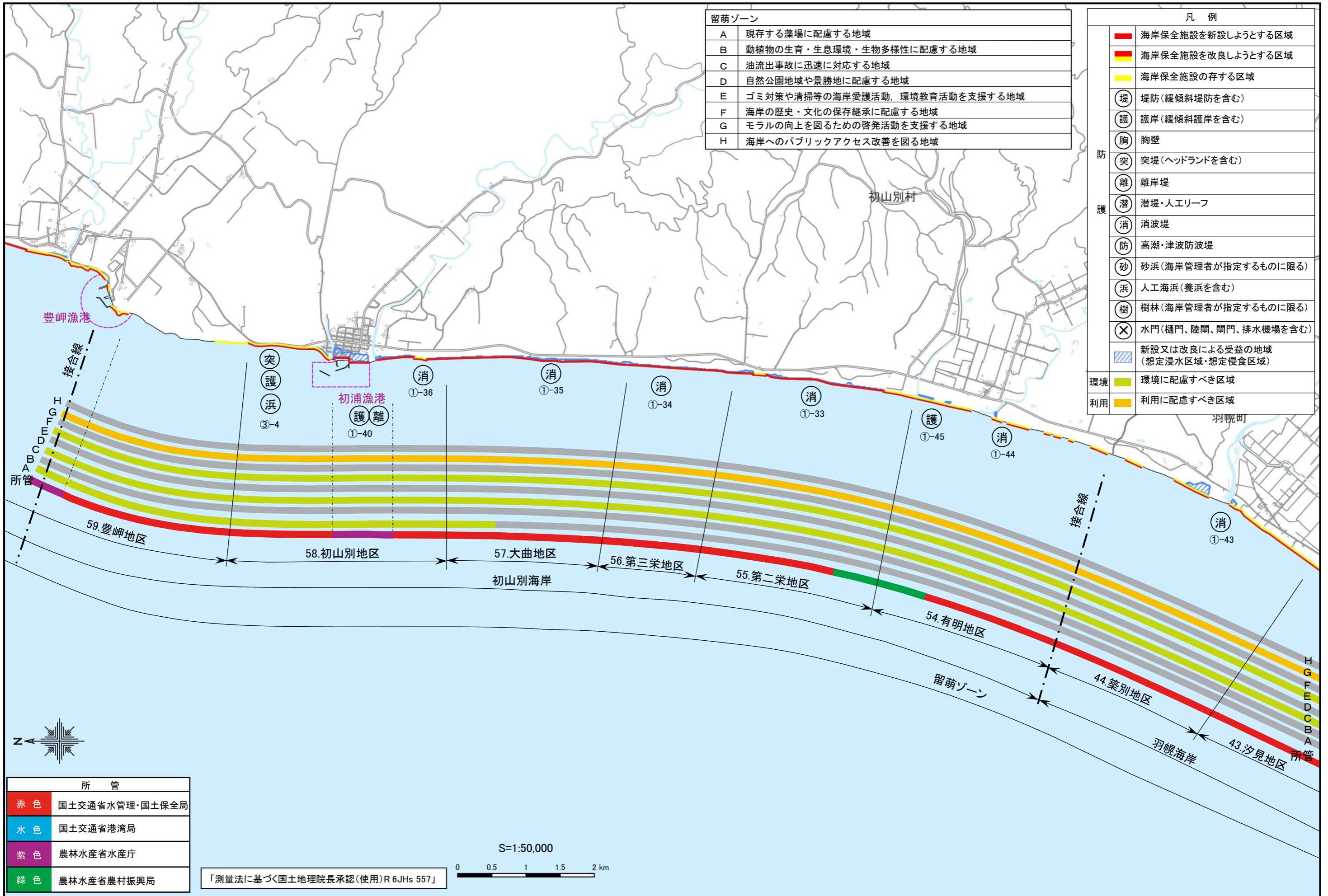
所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

留萌ゾーン	
A	現存する藻場に配慮する地域
B	動植物の生育・生息環境・生物多様性に配慮する地域
C	油流出事故に迅速に対応する地域
D	自然公園地域や景勝地に配慮する地域
E	ゴミ対策や清掃等の海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



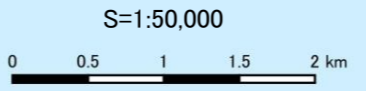


留萌ゾーン	
A	現存する藻場に配慮する地域
B	動植物の生育・生息環境・生物多様性に配慮する地域
C	油流出事故に迅速に対応する地域
D	自然公園地域や景勝地に配慮する地域
E	ゴミ対策や清掃等の海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
Ⓜ	堤防(緩傾斜堤防を含む)
Ⓝ	護岸(緩傾斜護岸を含む)
Ⓢ	胸壁
Ⓣ	突堤(ヘッドランドを含む)
Ⓚ	離岸堤
Ⓜ	潜堤・人工リーフ
Ⓜ	消波堤
Ⓜ	高潮・津波防波堤
Ⓜ	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
Ⓜ	人工海浜(養浜を含む)
Ⓜ	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
Ⓜ	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
▨	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
■	環境に配慮すべき区域
■	利用に配慮すべき区域

所管	
■	国土交通省水管理・国土保全局
■	国土交通省港湾局
■	農林水産省水産庁
■	農林水産省農村振興局

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



留萌ゾーン 図面番号 7/7